

こども音楽療育士資格認定に関する規程

(資格の授与)

第1条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）は、本規程に定める要件を満たした者にこども音楽療育士の資格を授与する。

(資格の使用)

第2条 こども音楽療育士の資格は、本協会の資格認定証を授与されたものでなければ、使用することができない。

(資格の取得)

第3条 こども音楽療育士の資格を取得しようとする者は、当該大学（短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。）において、次に示す必修科目及び選択科目を合わせて20単位以上を履修し、単位修得するものでなければならない。

必修科目（3科目 4単位以上）※

こども音楽療育概論	（講義）	2単位
こども音楽療育演習	（演習）	1単位
こども音楽療育実習	（実習）	1単位

選択科目（各群それぞれの必要単位数を満たし、計16単位以上）

I群 「障害児及び心理」関連分野	4単位以上
II群 「保健」関連分野	2単位以上
III群 「音楽」関連分野	4単位以上

- 2 当該資格の教育課程については、学則もしくは別途の規程又は細則において定める。
- 3 当該資格の各科目の授業内容については、本協会の「教育課程ガイドライン」に拠る。
- 4 大学が認めた場合は、科目等履修生に資格単位を修得させることができる。
- 5 教育課程認定申請は、原則として大学単位で行う。

(専任教員)

第4条 専任教員は必修科目に1名以上配置するものとする。ただし、必修科目に専任が得られない場合は、当分の間、選択科目に1名以上とすることができる。学内兼任は専任とみなす。

- 2 前項に掲げる専任教員については、履歴書及びこども音楽療育に関する業績調書（実務実績を含む。）等を提出しなければならない。また、当該教員に変更があった場合には、その都度これらの書類を提出しなければならない。

(注)第3条第1項規定3科目の資格必修科目は、卒業要件上の必修科目ではなく、本資格を取得するために必ず修得しなければならない科目を示す。また、第3条第1項規定3科目の資格必修科目は、規定された学修内容と同等の内容を含む科目であれば、異なる学部・学科で、異なる科目名称でも可とする。

3 教員資格は、大学及び短期大学設置基準の資格要件を準用する。

(施設・設備)

第5条 施設・設備は、音楽療育教育に必要な機能をもつものを備えるものとする。

(図書・学術雑誌等)

第6条 図書・学術雑誌等は、音楽療育に必要なものを保有するほか、視聴覚教材をも保有するものとする。

(実情調査)

第7条 教育の実施状況について、必要に応じ随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には資格認定証を授与しないことがある。

(資格取得申請)

第8条 こども音楽療育士資格認定証は、当該大学長の申請に基づき授与する。

2 第3条第4項に定める科目等履修生が資格認定証の授与を受ける場合は、資格認定に必要な科目単位を認定した大学長の申請に基づくものとする。

(申請年度等)

第9条 前条の申請は、課程認定承認年度以降、第3条の要件を満たした者から適用する。

2 申請の期限は、毎年7月末日及び11月末日とし、資格認定証は科目単位修得確定後、当該申請大学の学長に送付する。

(申請費用)

第10条 申請に要する費用は、1件あたり5,500円(税抜額 5,000円)とする。

(資格認定証の様式)

第11条 資格認定証の様式は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

こども音楽療育士資格認定規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）の定款第6条第2項の規定により、こども音楽療育士の資格教育課程の認定及び資格認定証の授与に関する必要な事項については、この規程の定めるところによる。

第2章 資格教育課程

(資格教育課程の認定)

第2条 本協会が有する資格認定証の授与を受けようとする大学（短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。）は、本協会の会員校として入会し、併せて本協会が定める資格教育課程の認定を予め受けなければならない。

2 資格教育課程編成等に変更が生じる場合には、必要に応じ変更届を提出し、認定を受けなければならない。

(資格教育課程)

第3条 資格教育課程を設置するにあたっては、大学本来の教育課程を逸脱することなく、履修できるように配慮しなければならない。

2 資格教育課程は、本協会が学修領域ごとに定める資格到達目標を達成できるように教育課程を編成しなければならない。これに当り、本協会が定める到達目標達成度評価制度を導入するように努めるものとする。詳しくは「資格のガイドライン」の内容に準拠するものとする。

3 大学が認めた場合は、科目等履修生が資格を取得するために必要な科目・単位を修得し、到達目標達成度評価を受けることができる。

4 資格教育課程の開設は、原則として大学単位で行う。

5 資格教育課程については、学則又は別途の規程もしくは細則において定める。

(教員の配置)

第4条 教員の配置は、次の各号によるものとする。

(1) 当該資格教育課程の必修科目を担当する教員のうち1名以上は専任教員を配置するものとする。ただし、必修科目に専任が得られない場合は、当分の間、選択科目に1名以上配置する。この号においては学内兼任を専任とみなす。

(2) 前項に掲げる専任教員については、履歴書及びこども音楽療育に関する教育研究業績調書（実務実績を含む。）等を提出しなければならない。また、教員に変更があった場合には、その都度これらの書類を提出しなければならない。

(3) 当該資格教育課程を統括するため1名の教員を資格教育課程責任者として配置する。

(施設・設備)

第5条 施設・設備は、音楽療育教育に必要な機能をもつものを備えるものとする。

(図書・学術雑誌等)

第6条 図書・学術雑誌等は、音楽療育教育に必要なものを保有するほか、視聴覚教材も保有するものとする。

(実情調査)

第7条 本協会は、教育の実施状況について、必要に応じ随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には資格教育課程の認定を取消すことがある。

(資格教育課程等の自己点検チェックリストによる調査)

第8条 本協会は、資格教育課程等認定後、会員校の資格教育課程の自己点検により質の向上を図るため、隔年度「資格教育課程等の自己点検チェックリスト」による調査を行い、会員校は、その調査結果を本協会に報告しなければならない。

(資格教育課程の認定申請・変更申請)

第9条 資格教育課程の認定申請手続、資格教育課程編成等の変更申請の手続については、資格教育課程認定申請手続要項に定める。

第3章 資格の授与

(資格の授与)

第10条 本協会は、この規程に定める要件を満たした者にこども音楽療育士の資格を授与する。

(資格授与要件)

第11条 こども音楽療育士の資格を取得しようとする者は、本協会が資格教育課程を認定した大学において、本協会が定める領域ごとに開発能力を含め、資格到達目標を達成しなければならない。達成には、大学が定める資格教育課程を履修し、次表に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

領域・資格到達目標の区分		必修科目の 単位数	選択科目 の単位数	合計単位 数
領域 1	こども音楽療育の基礎となる保育・教育」・福祉の知識、音楽遊びに関する基礎知識及び基礎的な音楽技術がある。	4単位 以上	12単位 以上	20単位 以上
領域 2	こども音楽療育の意義を理解し、専門知識・技術を修得している。	3単位 以上		
領域 3	こども音楽療育や音楽の演習を通して、専門知識や技術を使って総合的に実践する能力を備え、スペシャリストとして、学びを継続する重要性を理解している。	1単位 以上		

2 大学が本協会の定める到達目標達成度評価制度を導入している場合の取扱いについては、当該大学の定めるところによる。

3 選択科目は、大学が設定する資格教育課程により科目を選択して単位を修得する。

(資格授与の申請)

第12条 こども音楽療育士資格認定証は、当該大学長の申請に基づき授与する。

2 資格認定証の申請手続は別に定める。

(資格授与申請年度等)

第13条 前条の申請は、本協会が資格教育課程を認定した年度以降、第11条に定める要件を満たした者から適用する。

2 申請の期限は、毎年7月末日又は11月末日とし、資格認定証は単位修得結果の確定後、当該申請大学の学長に送付する。

(資格授与の申請費用)

第14条 資格授与の申請に要する費用は、一件あたり5,500円(消費税込)とする。

2 資格を申請し、申請年度中に資格を取得するために必要な科目・単位を修得できなかった者は、申請の翌年度から起算して10年以内に当該科目・単位を修得した場合に限り、申請費用を新たに徴収せずに、資格認定証を授与する。

(資格の使用)

第15条 こども音楽療育士の資格は、本協会の資格認定証を授与された者でなければ、使用することができない。

(資格認定証の様式)

第16条 資格認定証の様式は、別に定める。

(証明書の発行)

第17条 資格認定証を授与された者が授与証明を希望する場合は、資格(称号)授与証明書を発行する。

2 証明書に要する費用は、一件あたり1,100円(消費税込)とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2018年2月17日から施行し、2020年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第14条第1項及び第17条第2項の規定は、2019年10月1日から適用する。
- 3 この規程改正前に資格教育課程の認定を受けている大学は、2019年7月25日までに本協会の定める到達目標達成度評価制度の導入の有無を選択して資格教育課程編成確認届を提出し、本協会の確認を受けなければならない。これにより協会の確認を受けた場合には、第2条第2項に定めるこども音楽療育士の資格の教育課程の変更承認を受けたものとみなす。この場合にあっては、第

11条の規定にかかわらず、原則として2023年3月31日までは改正前の資格の取得の要件の定めるところによることができる。その後の申請手続については第2条第2項に定めるところによる。

4 前項による資格認定証の申請手続、申請費用については、第12条から第17条に定めるところによる。